

島田市認定地域クラブ活動ガイドライン



島田市イメージキャラクター おしまちゃん

令和8年4月（令和8年6月改正）

島田市教育委員会

<目 次>

I.地域展開の基本的な考え方

1. 本ガイドライン策定までの背景
2. 島田市としての方向性
3. 地域での役割分担
4. 地域展開が生徒・教職員・地域にもたらす効果

II.認定地域クラブの要件

1. 運営規約の策定
2. 参加者
3. 適正で持続可能な人員体制
4. 適切な休養日等の設定
5. 安全管理体制
6. 口座の開設と適切な会計処理
7. 会費の設定と保護者等の負担軽減
8. 地域・学校との連携・協働

III.その他運営、活動時に関わる内容

1. 公立学校の教職員が認定地域クラブの活動に従事する場合の兼職兼業
2. 競技団体や大会等への参加登録
3. 活動場所
4. 指導時の倫理的配慮と指導者の登録取り消し
5. 事故等が発生した場合の責任
6. 国の方針変更

IV.認定地域クラブの登録手続き等

1. 認定地域クラブの登録取り消し
2. 認定地域クラブ登録取り消し
3. 各種書式
4. 個人情報の取り扱いについて

V.問い合わせ先

VI.附則・参考資料

本ガイドラインで用いる用語の定義と適用範囲

本ガイドラインで用いる用語の定義は以下の通りである。

(1) 運営団体（運営母体）

各地域クラブ活動を統括する団体

(2) 実施主体

個別の地域クラブ活動を実際に行う主体

※但し、運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力を行っている

(3) 島田市認定地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」）

本ガイドラインの要件を満たし、島田市教育委員会から認定を受けた団体を「認定地域クラブ活動」と称す。

(4) 新たな地域クラブ活動

地域クラブは学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動）」の一環として、地域と学校が連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら行うものである。※学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）スポーツ庁・文化庁、令和6年島田市第2回総合教育会議資料

I. 地域展開の基本的な考え方

1. 本ガイドライン策定までの背景

学校部活動は、スポーツや文化芸術活動に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、体力や技能の向上を図る目的以外にも、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に寄与してきた。あわせて、学校部活動を通して、生徒が豊かな人間関係を築くとともに、生涯にわたってスポーツや文化芸術に親しむ態度を育み、充実した学校生活を送るために生徒指導面においても大きな役割を果たし、生徒の生きる力を育むことにおいて大きな効果を発揮してきた。

しかしながら、近年、少子化による部員数の減少はもとより、生徒のニーズが多様化する一方で、顧問を引き受ける教職員数の減少、学校の働き方改革等に伴う活動時間の縮減などにより、学校単位で学校部活動を実施することが困難になっている。こうしたことから、国は令和4年12月にこれまでの学校部活動に係るガイドラインを全面的に改訂し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表した。その中では、「新たな地域クラブ活動」や「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「大会等の在り方の見直し」について方向性が示され、令和5年度から地域の実情等に応じて可能な限り早期の移行実現を目指し、地域スポーツ・文化芸術環境の整備のための取組を重点的に進めることを求めている。

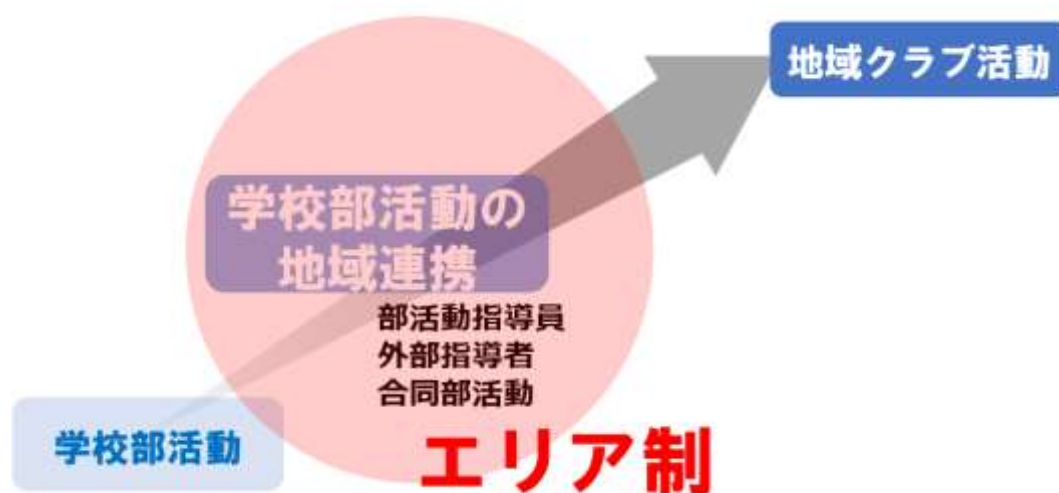
さらに、国は令和7年12月に、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」を公表し、令和8年度から令和13年度の『改革実行期間』において、「地域クラブ活動の認定等」を行い、着実に改革を進めることを求めている。島田市においても、市内の学校部活動では部員数が減少し、中学校1校では大会等に出場できなかったり、学校部活動の存続自体が難しくなったりと、学校部活動の選択肢が減ってきている。島田市教育委員会では、国や県の動きに併せて、市内の児童生徒・保護者・教職員を対象とした調査、他の市町村の取組状況の把握、関係者との意見交換等を実施し、島田市の学校部活動の現状と改革に関する課題等について把握してきた。

また、令和7年4月には地域展開後の理想的な活動体制の構築や、整備内容や補助内容を検討し、実証を行うため、金谷中学校弓道部を、金谷弓道部として地域クラブ認定した。子供たちの指導・クラブ運営等を行う中で、地域展開で生じる諸課題を洗い出し、持続可能な運営や指導の在り方について検証を行っている。これらのことを踏まえ、島田市教育委員会では今後、子供たちがやりたいことを自ら選択し、生涯スポーツおよび生涯学習の一環としての活動や体験機会を確保することを目指し、本ガイドラインを策定することとした。本ガイドラインは、島田市教育委員会が認定する地域クラブ活動の運営や指導の望ましい在り方等について、島田市教育委員会の考え方を示すものである。 島田市教育委員会(以下、「市教委」という)においては、本ガイドラインに基づく取組状況について、定期的にフォローアップを行い、必要に応じて見直し・改善を図るものとする。

2 島田市としての方向性

令和6年11月島田市総合教育会議で、学校部活動の今後の在り方について議論を行い、令和9年夏以降、市内を東西2つのエリアに分け、原則として合同部活動を組んでいくこと、その後、合同部活動を地域クラブ化していくことが確認された。

学校部活動エリア制



★休日において、令和9年度夏以降、
市内を2つのエリアに分ける。

★原則、必要に応じて全ての部活動で合同部活動を
組み、その**合同部活動を地域クラブ化**していく。

【WEST】
島一中
金谷中
川根中

【EAST】
島二中
六合中
初倉中

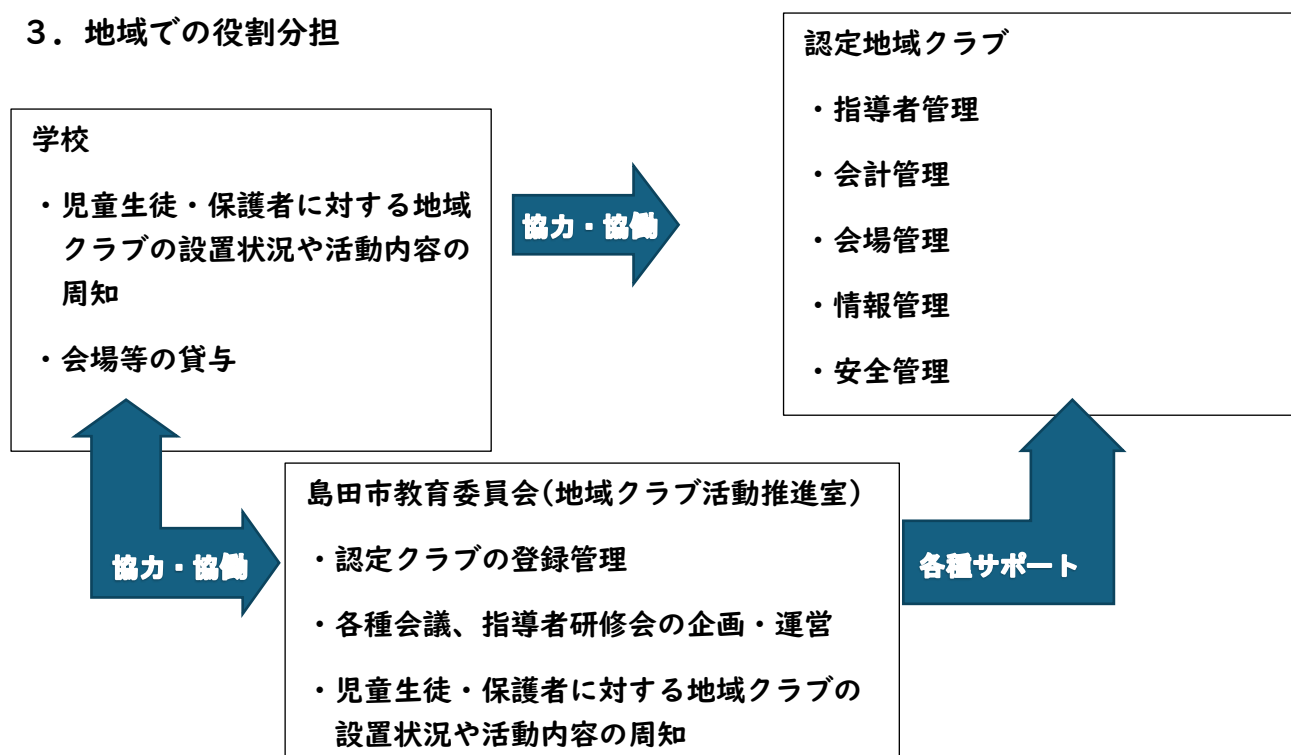
【学校部活動と「認定地域クラブ」の比較】

	学校部活動	認定地域クラブ
位置づけ	学校教育の一環（教育課程外）	法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術活動
実施主体	学校	地域の様々な団体
指導者	教職員・外部指導者	地域住民 希望する教職員（兼職兼業）
参加者	当該校の中学生	中学生等（参加範囲を柔軟に設定）
活動場所	学校施設	学校施設、地域のスポーツ・文化施設
費用負担	部費	会費等
保険	日本スポーツ振興センター	スポーツ安全保険等

【地域展開までのスケジュール】

改革期間		
改革実行期間 前期 R8～R10	中間評価	改革実行期間 後期 R11～R13
休日について ・ 合同部活動を地域クラブ化できるように、活動ごとの推進委員会を継続する。 平日について ・ 国・県の動向を注視し、先進事例をもとに研究を進める。 ・ 地域クラブ化した種目から、平日の地域クラブの活動における課題や実現可能な活動の在り方について検討する。		休日について ・ 原則、すべての学校部活動において地域展開を実現 平日について ・ 平日について、地域クラブが活動できるところから試行していく。 ・ 中間評価段階で策定された取組方針に基づき、更なる改革を推進

3. 地域での役割分担



(1) 島田市教育委員会(地域クラブ活動推進室)

島田市教育委員会は、学校と地域、関係団体、保護者等との協議の場をもちつつ、今ある学校部活動を新たな地域クラブ活動として行えるよう、推進と支援のために次のような内容に取り組む。

(ア) 認定地域クラブの登録管理

申請書類の受理や決定後の通知、生徒・役員名簿等での個人・団体の登録管理 など

(イ) 認定地域クラブの活動に関わる各種サポート

認定地域クラブでのトラブルに対する相談窓口、運営・活動に関わる助言 など

(ウ) 各種会議、指導者研修会の企画・運営

会議での定期的な情報共有・連絡調整、指導者に向けた研修会の実施及び研修機会の情報提供 など

(エ) 児童生徒、保護者、住民に対する認定地域クラブの設置状況や活動内容の周知

- ・児童生徒や保護者に対する案内(取り組み紹介、認定地域クラブの紹介等)
- ・必要に応じた団体・個人への説明会の実施 など

(オ) その他

活動状況の把握、県・学校・関係団体等との連携、認定地域クラブの登録に関わる各種相談 など

(2) 認定地域クラブ

認定地域クラブとしては、クラブ内・外で連絡連携をとりつつ、次のような内容に取り組む。

- (ア) 参加者管理：募集・入会手続き / 生徒・役員名簿の作成 など
- (イ) 指導者管理：指導者の確保・契約 / 活動方針の説明/ 活動内容の把握 など
- (ウ) 会計管理：帳簿の作成/会計報告/会費の徴収(集金)/物品購入 など
- (エ) 会場管理：会場の確保/変更・中止連絡/会場費の支払い(有料の場合) など
- (オ) 情報管理：生徒・保護者への連絡/関係者内での情報共有/学校・教育委員会との情報共有 など
- (カ) 安全管理：事故が発生した場合の現場対応/保険対応 など

※役割は多岐にわたるため、クラブ内で話し合いのうえ、役割分担をしながら進めていくこと

- ・指導者：「育てる」立場として、実技指導のみでなく、大会等への引率や生徒指導に係る対応などに取り組む。指導者は必ずしも技術指導ができる者である必要はなく、生徒を温かく見守ったり、生徒と一緒に汗を流したりする者でもよい。
- ・保護者：「支える」立場として、必要に応じた活動場所への送迎や会費の納入、方針の理解と支援に取り組む。

(3) 学校(従前の学校部活動顧問含む)

学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、島田市教育委員会や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

(4) 地域のスポーツ・文化芸術に関わる関係団体

島田市内の競技団体または生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

なお、上記については、各団体の実情や地域展開状況の変化などによって、適宜変更するものとする。

4. 地域展開が生徒・教職員・地域にもたらす効果

生徒への効果

- ・専門的な知識や技術を有した指導者の指導を受けることができる。
- ・校内の生徒のみでなく、他校の生徒や多世代での交流を通して、人格形成に寄与することができる。
- ・部員数の減少によって存続できなくなった活動を継続できたり、これまで部活動になかった種目が選べたりするなど選択肢の幅が広がる。
- ・レクリエーション的な活動やシーズン制の活動など、個々の目的に応じた活動を選択することができる。
- ・学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）ができる。

教職員への効果

- ・教職員が自分の意思で指導に関わることを選択できる。
- ・兼職兼業で従事することによって、対価を受けながら自己の専門性を活かすことができる。
- ・平日および休日の部活動が地域に展開することで、学校の業務改善や教職員の業務負担軽減など、教員の働き方改革にもつながる。

地域への効果

- ・「地域子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域全体で子どもの成長に関わることによって、スポーツ・文化芸術団体をはじめとした地域全体の活性化につながる。
- ・多世代が交流して活動することができ、新たなコミュニティが生まれる。
- ・既存の学校施設や地域施設を有効活用することができる。
- ・地域で育った子どもたちが、将来的に地域の指導者として活躍するといった好循環が期待できる。

Ⅱ. 認定地域クラブの要件

認定地域クラブは、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら行うことから、単に中学生が加入するスポーツ・文化芸術クラブ等とは区別する必要がある、以下の全ての要件を満たさなければならない。

《認定要件チェックリスト》

1. 運営規約の策定 (p. 11)	
☐	認定地域クラブの役員や会費等が明記された運営規約を策定し、参加者や保護者等に公表すること
2. 参加者 (p. 12)	
☐	原則、島田市内の中学生を中心として構成されており、中学生の受け入れが可能であること
3. 適正で持続可能な人員体制 (p. 12)	
☐	代表者(1 名)を配置すること
☐	指導者(原則、2 名以上)を配置すること ※指導者は補足事項の要件を満たす者であること
4. 適切な休養日等の設定 (p. 13)	
☐	原則、週あたり3 日以上の休養日を設けること(平日2 日以上、休日1 日以上を目安にする)
☐	学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けること
☐	活動時間は、平日は1 日2 時間程度以内、休日は1 日3 時間程度以内とし、週当たりの活動時間は 最大11 時間程度の範囲内とすること。(準備・片付けを除く)
5. 安全管理体制 (p. 14)	
☐	活動時の事故等、不測の事態に備え、前もって医療機関をはじめとした各種機関や団体、関係者及び保護者の緊急時連絡先を把握し、安全管理上の連絡体制を整えること
☐	事故発生時に、迅速かつ適切な救急対応を施せるように緊急時対応計画を策定すること
☐	参加者や指導者は、適切な補償内容・保険料の傷害保険、賠償責任保険に加入すること
☐	生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
6. 口座の開設と適切な会計処理 (p. 15)	
☐	認定地域クラブ専用の口座を開設すること

☐	「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、関係者に対する情報開示を適切に行うこと
7. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減 (p.16)	
☐	活動の維持・安定的な運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること (営利目的を主としない)
8. 地域・学校との連携・協働 (p.16)	
☐	活動状況や実績等の情報は、生徒の所属校や島田市教育委員会に適時開示を行うこと

※認定申請を希望する団体については、上記に加えて、次の「補足事項」を予め理解したうえで、「Ⅳ. 認定地域クラブの登録手続き等」を確認する。

「補足事項」

1. 運営規約の策定

『認定地域クラブの役員や会費等が明記された運営規約を策定し、参加者や保護者等に対して公表すること』

- ・生徒や保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すために運営規約を策定し、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得ることとする。
- ・運営規約の策定にあたって、生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であることに配慮する。
- ・各団体において、役員の承認や活動計画の承認、運営規則の改正などの主要事項を議決する場として、組織全体(保護者、指導者等)としての総会を年間に1度は開催すること。
- ・営利を主たる目的とせずに運営すること

参考…運営規約の構成について(様式Ⅰを活用のうえ、各団体の実情に合わせて作成すること

第1章 総則 ⇒ 名称・設置、目的など	第5章 会計 ⇒ 経費、管理、会計年度など
第2章 会員 ⇒ 入会資格、会費など	第6章 指導者、会員の責任 ⇒ 保険への加入など
第3章 組織 ⇒ 役員とその職務、指導者など	第7章 細則 ⇒ 個人情報、参加停止など
第4章 会議 ⇒ 会議の種類、総会など	第8章 規則の改正

2. 参加者

『原則、市内中学生を中心として構成されており、中学生の受け入れが可能であること』

- ・実際の活動にあたっては、上記の参加者に加え、当該クラブ活動における従前からの参加者や、参加を希望する様々な年代とともに活動することも想定される。
- ・競技力強化等の観点で広域から生徒を集めることは認められない。
- ・選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。

3. 適正で持続可能な人員体制

『代表者(1名)を配置すること』

『指導者(原則、2名以上)を配置すること』

- ・生徒の安全管理・健康管理を図り、学校や地域との連携・協働により活動を実施するとともに、暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止するため、代表者1名、指導者2名以上を置くこととする。ただし、各団体の実情に応じて、代表者や指導者等の役職は兼ねることはできる。
- ・指導者については、以下の(ア)～(カ)の全てを満たす者であること。

(ア)	成人に達していること(年齢18歳以上、学生、教職員も可とする) ※成人指導者のアシスタントとして活動する場合、成人未満が指導を行うことも可能とする。
(イ)	青少年健全育成に対する熱意を有し、子供たちの多様なニーズに応えられるよう、資質向上に取り組むこと(技術、責任感や連帯感、思考力や判断力等、心身を育てる総合的な指導力など)。
(ウ)	地方公務員法第16条 ^{※1} 及び学校教育法第9条 ^{※2} 各号に該当しないこと。
(エ)	過去の指導において、体罰やハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のないこと。
(オ)	島田市が定める指導者研修を修了している、もしくは修了見込みであること(1年間有効)。
(カ)	暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないこと

※１ 地方公務員法第１６条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※２ 学校教育法第９条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 適切な休養日等の設定

（１）休養日

（ア）常時活動

『原則、週あたり３日以上休養日を設けること（平日２日以上、休日１日以上を目安）』

- ・また、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

（イ）長期休業中

『学期中に準じた扱いとする。あわせて、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること』

- ・生徒の心身の成長を考慮して、成長期にある生徒が食事、運動、睡眠の balan

スのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から休養日と活動時間を設定する。

- ・大会等への参加で休養日を設けられなかった場合、休養日を他の日に振り替える。
- ・週や月によっては、大会前の準備期間として活動時間が増えることも考えられるため、その場合は上記に当てはまらないものとするが、年間最低 60 日の休日を設定することを厳守する。

(2) 活動時間

『活動時間は、平日は 1 日 2 時間程度、休日は 1 日 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 最大 11 時間程度の範囲内とすること。(準備・片付け等を除く)』

- ・心身の健全な成長の観点から、活動の開始時間や終了時間についても配慮し、特別な事情を除いて、早朝から活動や夜遅くまでの活動は行わない。
- ・できるだけ 短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。

5. 安全管理体制

(1) 緊急時対応計画の策定

『活動時の事故等、不測の事態に備え、前もって医療機関をはじめとした各種機関や団体、関係者及び保護者の緊急時連絡先を把握し、安全管理上の連絡体制を整えていること』

『事故発生時に、迅速かつ適切な救急対応を施せるように緊急時対応計画を策定していること』

- ・いつ起こるか分からない事故やケガに対して、発生後いかに現場にいる人員で迅速に対応し、救急隊員へつなぎ、医療機関へ搬送するかを事前に想定する計画書を「緊急時対応計画(emergency actionplan: EAP)」という。
- ・「緊急時の対応人員と役割分担」「緊急連絡先」「緊急時に使用する資器材(AED など)の設置場所」「搬送先の医療機関の情報」など、緊急時に誰がみてもひと目でわかるよう簡潔に記載することが望ましい。

参考・・・緊急時対応計画について「VI. 附則・参考資料(別紙)」スポーツ事故対応ハンドブック(独立行政法人日本スポーツ振興センター発行)を活用のうえ、各団体の実情に合わせて作成すること

(2) 保険への加入

『参加者や指導者は、各団体の活動状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料の傷害保険^{※3}に加入すること』

- ・認定地域クラブは、学校の管理下の活動ではないため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済金給付制度」は適用されないので、別途保険に加入する必要がある。
- ・保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中に事故等があった場合にも適用を受けることができる内容を検討する。
- ・指導時に生じた事故等において、指導者側に注意義務違反があれば、被害を受けた参加者や保護者に対して損害賠償責任を負う可能性があることから、指導者は賠償責任保険^{※4}への加入も推奨される。

※3 傷害保険・・・不慮の事故に備え、人の傷害や疾病に対する保険金

※4 賠償責任保険・・・被保険者が第三者に対して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対する保険金

(3) 安全確保

『生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること』

6. 口座の開設と適切な会計処理

『認定地域クラブ専用の口座を開設すること』

『「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>（「VI. 附則・参考資料（別紙）」を参照）」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、関係者に対する情報開示を適切に行うこと』

- ・会計管理については、誰にも疑われないようにするのが信頼を得る団体には必須であり、個人の財産と団体の財産を分けて管理する。
- ・組織運営に透明性を確保するために会計処理の内容を団体内で保護者及び関係者に報告するとともに、関係者に対する情報開示を適切に行うものとする。

7. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

『活動の維持・安定的な運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること（営利目的を主としない）』

- ・原則、受益者負担となることから、加入説明等の際には参加者や保護者等に情報開示を行い、費用等への理解を得る。

8. 地域・学校との連携・協働

『活動状況や実績等の情報は、生徒の所属校や島田市市教育委員会に適時開示を行うこと』

- ・「Ⅰ．地域展開の基本的な考え方」に記載した地域での役割分担に応じ、適時必要な情報の共有を行う。
- ・地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- ・本市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- ・活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市区町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと

Ⅲ. その他運営、活動時に関わる内容

1. 公立学校の教職員が認定地域クラブの活動に従事する場合の兼職兼業

教職員が認定地域クラブの活動に従事し、兼職兼業を行う場合、公立学校の教職員（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む）は、次の項目を全て満たした場合に、兼職兼業を行うことが可能である。

- （1）当該教職員が希望していること
- （2）地方公務員法第38条^{※5}や教育公務員特例法第17条^{※6}の規定に基づいていること
- （3）サービスを監督する教育委員会の許可を得ること

※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要。

認定地域クラブの活動に従事することを希望する教職員は、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することになるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼を基に、上司である校長等へ相談・了承のうえ、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事すること。また、各団体の関係者は、教職員を指導者として雇用等する場合、居住地や、異動や退職等があっても当該教職員が指導を継続する意向の有無等を踏まえ、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

※5 地方公務員法第38条

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

※6 教育公務員特例法第17条

- 一 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会。第23条第2項及び第24条第2項において同じ。)において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。
- 二 前項の規定は、非常勤の講師(地方公務員第28条の5第1項に規定する短時間の勤務の職を占める者及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる者を除く)については、適用しない。

2. 競技団体や大会等への参加登録

生徒が大会に参加する場合は、大会の資格要件等(参加対象や登録の必要性、保険等)を十分に確認し、以下のことについて留意する。

- (1) 認定地域クラブで大会参加を目指す場合、必要に応じて各競技団体や各連盟等への登録や加盟が求められることから、運営団体は登録や登録費の納入が学校と二重にならないように配慮する。
- (2) 中学校体育連盟やその他各連盟が主催する大会において、様々な大会への参加資格については、それぞれの大会により出場要件等が異なるため、必ず事前に確認する。
- (3) 認定地域クラブとして大会参加が実現する場合は、大会の役員や審判等、大会運営に関わるスタッフとして積極的に参加する。

3. 活動場所

活動場所は、市内の各小・中学校、公共のスポーツ・文化芸術施設、社会教育施設だけでなく、地域団体・民間事業者等が有する利用可能な全ての施設が活動場所となる。また、学校行事等を行なっている時間帯に学校施設を利用する場合は、施設設置者(各小・中学校長)の許可を得て、設置者が定める規則等を遵守する。

改革実行期間においては、学校施設で学校部活動が行われることが想定され、施設予約の時間帯が重ならないように、市内の中学校及び島田市教育委員会が双方の利用希望を確認し、調整を図る。

4. 指導時の倫理的配慮と指導者の登録取り消し

(1) 倫理的配慮(体罰・暴言・ハラスメント等の根絶)

体罰や暴言、ハラスメントは、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても絶対に許さなれない行為である。地域クラブは体罰や暴言、ハラスメントは、参加者との信頼関係や保護者の容認があるからと言って、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全ての指導者が持ち、それらを根絶するための取組を行うことに努めるものとする。

【体罰等の許されない指導と考えられるもの(例)】

- ・ 殴る、蹴る等
- ・ 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は、限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
- ・ パワーハラスメントと判断される発言や行為、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ・ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ・ 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)な発言を行う。

(2) 指導者の登録取り消し

上述したようなふさわしくない行為が生じた場合は、日本スポーツ協会の登録者等処分規程(「VI. 附則・参考資料(別紙)」を参照)に基づき、倫理規定から逸脱した行為を行った者に事実確認等を行ったうえで注意や登録の取り消しなどの処分を決定し、行う。

5. 事故等が発生した場合の責任

事故が発生した場合の責任主体は、各団体や大会主催者が責任を負うことになる。また、認定地域クラブの活動に従事している教職員にも責任がある場合、当該教職員の服務の取り扱いや処分の検討、損害賠償責任等の民事上の責任については、基本的に認定地域クラブとの関係において対応がなされるものである。

6. 国の方針変更

今後、国や県より、学校部活動の地域展開に関わるガイドライン等が新たに示された場合や、学校部活動の地域展開に関わる状況が大きく変化した際には、島田市教育委員会が本ガイドラインを必要に応じて改定する。

IV. 認定地域クラブの登録手続き等

1. 認定地域クラブ登録までの流れ

認定を受ける場合については、以下の流れを理解し、申請手続きを行うものとする。

認定を受ける団体	島田市教育委員会
①申請書類をダウンロード	
②申請内容について、保護者及び関係者内で共通見解を図る	
③島田市地域クラブ活動推進室に申請書類（島田市認定クラブ規約、様式1～2）を提出する。	
	①申請書類の確認
	②団体視察・指導者面談
	③認定・不認定の決定、通知
◎認定された場合 → 認定地域クラブとして活動開始 ●認定不決定(保留含む)の場合 → 認定不決定の理由を解決し、再申請を行う	

2. 認定地域クラブの登録取り消し

認定の決定後、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、認定の取り消しを命じる。

- (1) 申請内容に虚偽の申告があったとき。
- (2) クラブの運営や活動内容が不適当と認められ、改善の勧告やその他指示に従わないとき。
- (3) その他、認定地域クラブとして継続的な活動ができないと認められたとき。

3. 各種様式

本ガイドラインで示す各種様式については以下の通りである。

- ・認定地域クラブ運営規約(例)
- ・(様式1)認定申込書
- ・(様式2)認定地域クラブ生徒・役員名簿

※名簿に変更があった際には、(代表者、指導者、生徒入会・退会時)その都度様式2を提出する。

- ・(様式6)変更承認申請書

4. 個人情報の取り扱いについて

認定地域クラブの登録手続き等で記載された内容については、島田市学校部活動の地域展開における推進や支援を目的として、島田市地域クラブ活動推進室に提供するため、参加者や指導者、関係者等に同意を得たうえで申請書等を提出する。なお、島田市教育委員会は、先述の目的以外には使用しない。

V. 問い合わせ先

島田市地域クラブ活動推進室 0547-36-7955

VI. 附則・参考資料(別紙参照)

- (1) 日本スポーツ振興センター スポーツ事故防止ハンドブック(解説編) 令和2年12月
- (2) 文部科学省 スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け) 令和1年8月
- (3) 日本スポーツ協会 登録者等処分規程 令和4年6月

本ガイドラインは、令和8年4月1日より施行する。

附則(令和8年6月5日一部改正)

本ガイドラインは、令和8年6月5日から施行する。